

第三十一回国会院内閣委員会議録第十五回

昭和三十四年三月六日(金曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長

内海 安吉君

英城君

理事高橋

理事岡崎

理事受田

新吉君

理事平井

義一君

今松

治郎君

小金

義照君

始閑

伊平君

富田

健治君

船田

中君

西村

力弥君

石山

耀作君

中原

健次君

八木

昇君

総理府総務長官

総理府総務副長

官房事務官

(特別地域連絡

局長)

河本

敏夫君

佐野

廣君

佐藤

朝生君

石井

通則君

官内庁次長

瓜生

順良君

経済企画政務次官

大蔵政務次官

大臣官房長官

大臣官房財務官

調査官

専門員

安倍

三郎君

高君

として西村力弥君が議長の指名で委員に選任された。

同日 説明を求めます。平井義一君。

についての質疑は終了いたしました。
これより経済企画庁設置法の一部を討論入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

は、今回の皇居造営審議会を設けられるについて大体の政府御当局の大筋の概念というか、そういうものがあまり確立されていないのではないかといふ感じが実はしたのあります。といふのは、たとえばここに審議会を設けまして、委員を二十五人選び出して諸君の起立を求めます。

改正する法律案及び修正案を一括して提出いたします。

まず平井義一君提出の修正案につい

て採決いたします。本修正案に賛成の

議員の起立を求めます。

【総員起立】

○内海委員長 起立総員。よって平井委員提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

【総員起立】

○内海委員長 起立総員。よって修正案を除いては原案の通り決しました。

これにて経済企画庁設置法の一部を改訂する法律案は修正議決いたしました。

【総員起立】

○内海委員長 起立総員。よって修正案を除いては原案の通り決しました。

これにて経済企画庁設置法の一部を改訂する法律案は修正議決いたしました。

【総員起立】

○内海委員長 起立総員。よって修正案を除いては原案の通り決しました。

これにて経済企画庁設置法の一部を改訂する法律案は修正議決いたしました。

【総員起立】

○内海委員長 原案及び修正案につい

て御質疑はありますか。——御質疑

ろと感ずることもございました。しか

題ありますと同時に、構想といつて

す。

大蔵省設省法の一部を改正する法律案、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、南方同胞援護会法の一部を改正する法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、総理府設置法の一部を改正する法律案を一括議題として審査を進めます。

法律案に対し、平井義一君より修正案

が提出されております。この際本修正

案を議題とし、提出者よりその趣旨の

がなければ、これにて原案及び修正案

が提出され、平井義一君より修正案

が提出され、平井義一君

く、実はなかなかむずかしい問題であります。私個人としてどうだといふならば、私も一応提案者としてある程度の構想は持つておりますが、どの程度で、予算は幾らだと言わると、なかなかこれは申し上げにくいほど多くの問題が残っております。概略的に申しまして、諸外国の例をとり、また日本の今日の立場を考えて、それに相應するものを作るべきだということは常識的におわかりだと存じます。そのため過去二年間諸外国のいわゆる皇居に匹敵するような宮殿の実情を調査に参ったわけであります。同時に日本の過去におきます皇居というものの伝統も、当然日本国民として考えなければなりません。従つて外国の模倣をするということにならずして、しかも日本本の伝統を生かした一つの構想を考え参りますと、相当大きなものになると私は考えております。軽薄なものをただいたずらに、諸外国の例がこうだからという、その例ばかりにたよるわけにも参りませんし、といってあまり時代的なものを作るわけにも参りません。そういう考え方で単純は幾らで、どの程度の予算かということは、これは計算をしなければわかりませんが、私は相当りっぱなもので相当大きなものになるという考え方を持っておりますが、それでは大きいといって何千万ということにするのか、これも膨大な予算と国民の感情も一慮考慮なればなりませんので、皇居として、おそらく今日の日本の財政事情を考えて質素なものにという御意見も出でておりますが、それと私のいう国民感情もあわせて、つぱなるものを作りたい、こういう

考えでおりますが、さて予算の単額と
なると、品物にもよりますし、使い方
にもよりますし、数字は申し上げられ
ない。しかし私はこの際りっぱなもの
を作りたいという考え方で、その意味で
審議会の方に案を出し、審議会の方に
委嘱したい。と申しましても、千億なも
んという、日本の財政から考えて十年
も二十年もかかるようでは、これは間
に合わない。さしあたり五年くらいの
間に造営可能であり、予算、財政す
べてにおいて可能だという常識的な考
えで私は考えております。五年程度で
完成をみたい。予算も五年間の間には
財政の消化ができる限度にしたい。そ
れは今日の場合申し上げるまではと
うしてその中に内容を盛つて充実させ
たいという構想を私は持つております
。その単価と数字というものは、こ
れが発足するまでにはと
ても至っておりません。なお申し添え
ることがありますれば、宮内庁からも
御答弁をお願いいたします。

一応明らかにせられたわけであります。しかし皇居は戦時中戦災を受けました。して灰じんに帰し、その後十数年間一部の營繕を施しただけで今日に至っている。そこでこの際皇居を造営しようとするに今や政府としてお考えを持つに至られたという以上は、やはり最初申されたように、相当りつけたと思うのですけれども、しかしそうだとしますれば、わずか一年間の期限で建築ということを構想せられることは、一応その経過にかんがみてもっともだと思ふのですけれども、しかしそうだとしますれば、わざか一年間の期限を区切つて、そうしてこの審議会の予算としても九十七万円ですか、その意味からしまことに少い予算だと思うのですが、こういうことで本格的な審議会といふものが得るかということについては相当疑いを持つあります。

うか、やはりこうしゃく立派で良意なことなつてゐるのでありますから、この辺とのからみ合いにおいて一体どういふことをお持ちになつて、これを進めていこうとされるのであるか、その点を一つ明らかにしておきたい。

○松野政府委員 皇居造営と申しますと、皇居というものがいかなる用途に多く使われるか、もちろん皇室の御住居というよりも、ある場合にはいわゆる儀礼的な儀式が行われるためにどの程度の坪数が要るか、そういうことを考えますとおのずからある程度の坪数が出て参ります。従つて一万坪といふ数字が一応標準として出てくると私は存じます。これは何千人かの客を呼ぶためには、この程度の坪数が必要ではないか。そういう儀礼的なものと逆に用途の方からいいますならば、一応一万坪という程度のものが念頭に浮ぶのは常識だと私は考えております。これをお標準に、この一万坪はここがもう少し削れるのじやないか、ここはこうしたらしいじやないか、あるいは建築模様によっては建築坪数がより以上効果的に節約できるのじやないかといふ、いろいろな議論が今後出てくると存じますが、今日外国の使臣あるいは何千人という儀礼的な国民の祝賀会があるのは祝賀をされるためには、相当の坪数が必要なことは常識的に出てくると思ひます。ですからそういうことが一つの設計の基準になることは、これは常識的に確実だと存じます。それに応じて予算というものがおのずから出てきます。もちろん國産のものを主として使は使用いたします材料によつてきます。もちろん國産のものを主として使

うとしたしすしても相当地年月がかかるのでなかろうか。諸外国あるいは國民に一つの権威を持つためにも、すべての調度品というものは国産にする成したいという基準を申し上げたわけあります。坪数はおのずから一万坪というものが基準になつて、それに応じた前後が出てくるだらうと私は想像いたします。

なお場所につきましてもいろいろ議論がございますが、今日どこでなければいけないというよう判断すべきものではないし、ことに今日の憲法においては、國民とともにあるべきだという感じは、確かに私は尊重すべきものだと存じます。しかしさてそれでは他の地域を選定いたしますにも、これは容易ならぬことで、交通の整備から相当の坪数から、しかも國民のシンボルとしての一つの格式を持つた造営をしなければならないと思ひますので、そう簡単に他の場面といつても、ただ交通上だけでこれを議論するにはあまり軽々過ぎはしないか。といって、交通がどんなに混雑してもかまわないのだというのも異論でありますから、両々待ちながらある程度今日の皇居の位置を考え、造営方式といふものをまず第一案として考へるのが妥当だと考えておりますので、今の皇居の位置をまず一度は第一次案とし、さらにそれに応じた造営方式といふものを考へるべきだ。もちろん審議の途中において國民すべてから、あそこの場所は非常に困るという感じが出たときには、これは別であります。今日の場合にはまだあの今日の皇居

の位置を第一次案ときめてます審議を進めることが妥当だ、交通の話とか、あるいは国民一般にどう開放するかと、いうことはおのずから第二次的に出てくるものだ、こう考えてこの審議会法案を提案いたしております。

○八木(昇)委員 ここでやる以上はどうせ相当本格的な建築になるだろうと思うのです。そうすれば、こういった皇居というのは、一たびでき上りますと、だんだん年数がたつにつれてどうしても伝統を重んずることになりますから、やはり五十年、百年あるいは二百年これを使用することが望ましいということになつてゐる。そうすると東京都の交通といふのは、これから十一年先を考えてさへ大へんなことではなきかと思ふだけれども、それへ持つてきて相当本格的な建物ができることがありますと、それを十年先にまた取りあすとかあるいは変更するとかいふことは、非常に困難だらうと思う。われわれは何も単に交通面だけを強調するつもりはありませんけれども……。

そこで私考えますのに、六日ばかり前に皇居に参りました。天皇のお住居は西のはるかかなの方にある。それから現在の仮宮殿は、今度はまたずっと手前の方にある。何がしかの建物があつちこつち飛び飛びにわざかずつ散しておる、こういう実は格好なんですね。こういう状態は實際皇居そのものとしても非常に不合理なような印象を受けます。それはそれといたしまして、今度の場合、一年の期間を区切つて、そしてさつと何らかの結論を得ようという以上は、どうも從来ありました皇居の位置、すなわち戦災で

焼けたその位置にさしあたつてまあまことに格好のつく程度のものを作らる、こういう言葉は必ずしも適切である。これは特に宮内庁御自体としてはどういう考え方をお持ちであるか、お伺いをしておきたいと思います。

○瓜生政府委員 この皇居造営審議会の期間を一年間というふうに一応考えましたのは、一応の素案を示しましたて、それに対するいろいろな御意見を聞くのにはまず一年間あればいいのじやないかという考え方であったのであります。これはいかに思ひます。

事務室には年限は書いてなかつたのであります。いろいろな審議会を作つて無制限にしておくと、用事があるかないかわからないようになつても、そのまま依然として残つてゐる審議会もあるのだから、一応のめどをつけて期限をきめるようにという関係機関の方面からの御注意がございまして、それでは一年といふふうにしたので、絶対一年以上延ばせないという趣旨ではございません。

○八木(昇)委員 それではもう一点確かめておきたいのですが、先ほどの総務長官の御答弁に問題をいたしません。

○松野政府委員 その問題と造営の審議会とは関係ございません。ただ場所を持つております、造営問題はそういう議論は別にして、第一次案としては現在の位置を考えることが妥当でござります。これは申し上げたわけで、この造営審議会がすべての皇居問題を取り扱うことはございません。これはあくまで皇居造営だけをこの審議会に譲るつもりでございます。

○八木(昇)委員 皇居といえは、今の宮城の広い中の一角の従来皇居があつた位置、ここへ皇居を造営するというような問題にからんで、やはりどうしでも宮城全体の問題というものが必然的にからみ合つてくる、当然そういうことになると思うだのがどうかと聞いておるのであります。

○松野政府委員 私の答弁が多少言葉が足りませんでした。もちろん建物の付属として庭園とか門とか、あるいは施設一般を含めて造営の計画に入れます。もちろん庭園も入れば門に入るし、あるいはいわゆる建物そのものにあらずして周辺も含めて、この造営といふものは審議会に譲られるものでござります。

○八木(昇)委員 そこでこれはどうしろ、その宮城は開放すべきであるとか、あるいは全部開放ができないとも、その相当部分を開放すべきであるとか、そういう常に抜本的な意見の開陳がなされ、そういうような結論が出るという

べての中に浸透しているものだと私は信じております。これ以外は議論です。からあえて申しませんが、私はそういう考え方で今日憲法の問題における皇室を取り扱つておるわけであります。

城を作ろうという議論は出るまい。そのために諸外国の例をずっと今まで二年間調査いたしておりますから、諸外国の例として、諸外国のお城ばかり見てきた学者もおりますまいし、おのず

から諸外国の宮殿を見、あるいは諸外国の例にならって、よりよいものが原案として出てくると私は考えておりますので、まずそういうものは出て参りますまい。今日の近代的な国民感情に合い、諸外国の例にならって、こう考えまして、今さら江戸城を再建しようというような案はおそらく出て参りますまい。今日の近代的な国民感情に合い、諸外国の例にならって、よりよいものが原案として出でると私は考えておりますので、まずそういうものは出て参りますまい。民主化した宮殿という案が出てくるだらう、こう信じております。この審議会の答申で、逆に江戸城再建なんといふ案が出たら別ですが、そういう案は出て参りますまい、こういう考え方で私は今日この問題を取り扱っております。

一系の皇室というところにその資格があつた。従つて神勅にまでさかのぼつた。従つて天皇のあり方については、これが勢い神格化されておる、こういうような形になつておつたのですが、今の憲法というものは全くその逆で、第一は国民主権である。それから第二は、天皇の資格というものは国民がきめるのだ、国民の総意によってこれの存廢さえもきめられ得るのだ。従つて三番目というものは、民主的な人間天皇として国民大衆の中に入つてくる、こういうことになつておる。そういう観点というものをつけ分腹の中に入れて、皇居造営の問題についても慎重に対処してもらいたい、この点を要望いたしまして一応質問を終ります。

万坪という膨大な土地が東京都のまん中に存在している。しかもほとんど国民の大部分の者が近寄ることもできない存在だというようなことを考えますと、この辺で国としても思い切った考え方をしなければいかぬのじやないか。これは私は先般の予算委員会の分科会でも申し上げたのであります。が、今八木君が国民の中の天皇に対する考え方方が変つてくるのじやないかといふことを言つておりますが、これは現実になつております。その点は、おそらく松野さんにも子供さんがあると思いつますが、今の大学生以下の子供たちの天皇に対する考え方は非常に変つております。私は革新政党に属しておるから、私の周囲における子供たちがそうであると言うのではなくて、どんな学生にどういう立場から聞きましたも、もく私どもの青少年時代に考へた天皇と

私はむしろもう一歩出で、皇居の位置を——御説明を聞くと位置ということもありますが、位置といううのは、総務長官の御答弁では今の皇居内においての位置といふことであつて、皇居といふことは一應既成概念になつてゐる。私もあるの皇居から宮殿を外に出すといふことはあえて固執しません。宮殿といふものがいわゆる天皇が國事を行う公的な存在であるといふことであれば、これは場所も必要です。たしかに天皇の住居ということになると、また別な觀点が出て参るのであります。が、今のところでは、國事を行う公的な場所と、それからお住居とがおそらく同じ場所にあるという考え方があるのであります。そうでありますならば、あえて私は今の皇居内からどこか遠方に移すということには拘泥しませんけれども、あの三十數万坪にわたる膨大な、都心に存在する現在の皇居といふものに対して、國民のだれもが自由に入れる事と申しますか、あるいは通過するといふか、とにかく今はあの堀を境に特別な參觀者ないしは勤労奉仕者といった人、さらに宮内庁に關係のある人しか出入りでできない。一般の國民にどうしては二重橋からなるかに雲の上といふような感じじでながめるにしかすぎない存在、そういう存在でなくて、だれでも通過するとかあるいは入れるとかいったようなことを考へることが必要じゃないかと思う。そのことが、私どもの立場から考えましても國民と皇室というか、天皇一家、こういったことの考え方を結びつける大きな柱になるのじやないかと思うのであります。が、総務長官はせつかく皇居造営といふ

とをお考えになつた機会に、そういう点まで掘り下げて考える必要があるのではないかと思うのでありますから、政府側の考え方をお伺いしたいと思います。

だ今日、だれも国民を入れないというわけでもございません。郷里から来られたその実現に尽したいと思います。たゞ毎日時間を区切つて參觀し得る便利をはかっております。ただ建物の中の敷地を荒さないように、ある程度の人数の制限はしておりますけれども、これに許されると私は存じております。なお二重橋の問題は、保存の意味もありますので、これはあえて皇居ばかりではなしに、一般の国民の中から毎日參觀をして、京都御所におきましても參觀者については自由に許すが、真夜中で最もだれでも自由に入つていいぞといふわけにいかない建物もありますので、これはあえて皇居の例ばかりではなくに、やはり一つの建物の保存とその維持、管理のために、宮殿以外にも、文化財においてもあるいは京都の御所においても、ある程度一般に公開はしておるが、人數、時間の制限をしておるものもござりますので、今日皇居だけが非常にかたいのだ、もちろん一番嚴格にはしておりますけれども、全然国民に窓を閉ざしておるというわけではありません。なお一そく國民が自由に中に入れるように、より以上の便宜をはかるよういたしたい。実は私そ

同時に場所の問題でいろいろ御議論がありましたが、皇居の位置が、審議会が開くまでに絶対あそこでなければいかぬのだという、そういう意味があらずして、私は第一案としては今は日の皇居の位置を考える、そういう意味で申し上げたわけで、ことに今日皇室という問題は、憲法第一条に大きく書いてありますような立場でござりますので、国民と遊離したりしてはあるべからざるものだ、国民とともに皇室というものはあるべきだという考え方で、なるべく国民の身近なところに、あまり都心から何十里も離れてはいけないということで、第一案としては今日皇居の位置を考えるのでありますまして、どうぞ言葉の足りなかつた点は御理解をいただいて、この案に御賛成いただきたいと思います。

があると思う。私が国会に来て一番不思議に思ったのは、正面の玄関、あそこが立ち入り禁止なんであります。国会議事堂は国民のものなんですよ。国民のものであるのに国民がだれも入っていけない。正面の一番大事な玄関が立ち入り禁止なんです。代議士も入れない。何をするのかと思ったら、天皇が開会式に来るだけなんです。天皇は主権者じやありません。主権者は国民なんです。国民のすべての者を裏口から入り、身体検査をして暗いところを上らしておいて、天皇だけが国会の正面玄関から一人入る。今ごろこんなばかげたことはありませんよ。私はこれを不思議に思つて、ずいぶん議運なんかで言つたけれども、なかなか直らないもの。こういうこと自体がおかしいと思うのです。作ったときには天皇主権でしたから、ああいうばかげた天皇の御座所のあるのもやむを得ないでしょ。しかし今日国会の正面の玄闇から天皇しか入らぬというばかげたことはないと思うのです。これは改革できないものか。私は議員が入るが、あるいは一般國民が正面から入つて、この国会議事堂を參觀するのが正しといふ。民主化された国会というところに嚴としてそういうことがあること自体、国会自身もおかしいし、政府もおかしいと思う。これはあなたに今改正しろと言つても仕方がないけれども、一つの例であります。これが依然としてどうにもならぬにあるということ自体の中に、天皇に対するいわゆる現在の支配と申しますが、政治力であるところの政府なりあなたの考え方の中に、やはり天皇を特別扱いにしているという消すべからざる思想があると思う。これは私は、

やはり皇居造営とかあるいはいろいろなことに反映して、今八木君も心配いたように、国民を抑えるに一番都合のいいのは天皇です、天皇というものをいいます。そのところに引き戻せば一番やりやすいのです。天皇の御命令でみんな死んでおるのです。私なんかも天皇といふ名前で四年も刑務所に連れられた。昔の中には、岸総理を初め天皇を利用した昔のあれが非常に多分に残つておる。そこで私どもがこの皇居造営といふことに對してこれほど熱心にお聞きするのは、そういうことが再現したのでは天皇自身も不幸であるし、またさして国民が非常な不幸に再会する危険があるから、こういう機会でないと私どもこういうことは言えないから、はつきり申し上げるのです。松野勤務長官は聰明な方であるし、少くとも新しい空氣も多分に吸つていらっしゃるだろうから、あなたの自身はそういう気持はないかもしらぬけれども、あなたのバックにある政治権力はそういうものに大きな郷愁を持つてゐると思う。それは開会式における総理大臣以下がソーニングをつけて、天皇があそこに見える。何をこういう態度をしなくていいのです。もつときっぱりしたらしい。何か非常にうやうやしい態度を見ると私は非常に不愉快なんです。国の大蔵大臣以下全国議員が、あの参議院の本会議場でああいう行事をすること自体がおかしいと思う。そういうのがだんだん復活する危険を感じますので、ぜひそういう点も十分に勘案しないのです。そこで、この際時間がない

な宮殿を作つておる反面に、国民を不幸に陥れる一つのきさしが生まれたのは困る。そういうわけで、総務長官、これはぜひあなたの聰明さによって、そういったものが生まれる可能性をぜひみ取つていただいて、ほんとうに私どもが喜ぶようなものにしてもらいたい。こういうことを要望いたします。

○内海委員長 西村力弥君。

○西村(力)委員 私は四月十日に行われる皇太子と正田さんの結婚式の問題について、きのう木原委員も質問したそうですが、「一応お尋ねをしたいと思うのです。まず第一に、この結婚式を天皇の国事行為、こういう工合に閣議で決定せられた根拠を一つお聞かせが願いたい。

○松野政府委員 憲法の第二条に「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。」その中にありますから、皇太子の場合には、この第二条の世襲という条文の言葉に入るという意味で国事行為といふわけござります。

○西村(力)委員 その解釈はちょっと便宜主義のようにとれるのです。法制局もいらっしゃっておりますが、成年男女の結婚というものは、両性の合意ということになっておる。皇子とか皇后、そういう場合には皇族会議の議を経なければならぬということで一応の制限はありますけれども、両性が合意で行う、こういうことになつておるので、その結婚というものは一体だれが行うのか。これを憲法第七条の儀式を行なうという天皇の国事行為とする、そ

ういう解釈を立てれば、この結婚式は天皇が行うのだ、こういう解釈になつてくるのです。そういう工合にすると、成年男女の結婚に對して相當ゆがめた憲法上の解釈になつてくるではないか、こういう工合に考えられるが、法制司の見解はいかん。

○高辻政府委員 お答え申し上げます
が、ただいま御質疑の中にありました
ように、婚姻そのものが両性の合意に
基いて行われるという面があることは
申すまでもないことでございまして、
従つて皇太子殿下の御婚姻について
も、御婚姻そのものがそういう一般的
な性格を持つておることは当然のことと
だと思います。しかしながらこの御
婚姻にまつわる結婚の儀とか、あるいは
は朝見の儀とか、あるいはそのほかの
儀がございますが、そういう儀のうち
の主要なものにつきまして、皇太子殿
下の御婚姻を中心として、それにつまつ
わるそういう儀式そのものを国の国事
行為といたしまして挙行されること、
これは、その中核的なものが皇太子殿
下の御婚姻という普通の両性の合意に
まるく性格を持つものでありますても、
皇太子殿下の国法上における地位にか
んがみまして、国民的関心がそれに集
まることは、社会一般の事象でもござ
いますし、当然に合理的であると認め
られますので、それを中核とするいろ
いろな儀式そのものを国事とするこ
とは、別に差しつかえないのではないか
といふふうに考えておるわけでござい
ます。

上問題になつてくるだらうと思うのだが、しかし成年の男女が結婚をする、それに伴う儀式を行うということになると、その親権者の主宰によつて行われなければならぬといふようなことがもう成年になつた男女がその点に関して無能力だと、こういう解釈になつてくるのではなく、こう思うのです。そうすると、一般的人ですと結婚式をやり、それに伴ういろいろな式をやるということは自前でやる、自分の責任でやる、こういうことになるが、これを天皇の主宰する国事行為とすれば、皇太子はその件に関しては無能力だ、成年とはなられておりますけれども、結婚式に關しては無能力だ、こういう判定がなされてしまう。まさにこれは危険なことだと私は思つておるのですが、屈をいろいろ並べられて早口に言わられる、どうも僕もその法的な問題については何だからんだか、ちょっとと迷していくのですが、一つ一つ匕しばしと割り切つて考えてみると、なかなか危險な問題を含んでおるのでないか、こう思うのです。天皇の行うそういう儀式はいろいろあるでしょうが、プライベートなものとしてその儀式を用事としないものもたくさんあるはずです。そういうことからいって、憲法第七条にいう天皇の行う儀式といふものの範疇は、その範疇といふのははつきり制限があるのじやないか、こう思うのです。そういうことからいって、憲法第七条の儀式といふものの制限、天皇の行い得る範疇、そういうものはへんなことになつてしまふのじやないか、少し脆弁のよう、皇太子は無能力となるようなる解釈がいつたら天皇の行い得る範疇、そういうもののはへんなことになつてしまふのじやないか、

か。そういう点についての解明を一つ願いたいと思います。

○高辻政府委員 御質問のうちの御危惧になつてゐる点はよくわかると思うのです。今御質疑がありましたような観点から、一般的の青年の結婚というようなことに照らし合せて申し上げれば、これもゆくくり申し上げますが、たとえば一般の庶民における結婚といふものが、その根源におきまして両性の合意によつてやられるということは、これはもとより申すまでもないことで、その限りむろん合意の意思能力を持ち、そこで成立するというのが当然のことでござりますけれども、婚姻といふこととそれから結婚の儀式というものは、実は本質的に全く同じものであるというふうにはやはり言えないのであって、本人同士が婚姻の意思を決定して合意をするということと自身が、両性的本質的平等に基く合意によってなるということと、それからそれは本人にとっての一生の重大事であるから、それを何といいますか、大いに印象的ないろいろな儀式でもって行なつていくということとは、実は二つの事柄であるわけでござります。まあ簡単に申し上げますれば、たとえば婚姻をした、その結果を皆さん御披露するというようなこと、これは親がやるからといって、本人の意思能カ力とかかるいは本人が能力がないとかいうことにはならないのではないかと、いうふうに考えるわけでござります。

皇太子殿下の御婚姻の場合にも、その理は同じことでござりますので、そのうち特に皇太子殿下といふものは、いわゆる憲法上における皇位の世襲性からくる特異のものとして、それ相応の

取扱いがなされでしかるべきだということになることは、これは明白なところだと思いますが、そういう関係からそれにつわる儀式そのものを国事とすることは、差しつかえないのだろうということは、差しつかえないのでござります。

○西村(力)委員 一應儀式と結婚それ自体とを區別していらっしゃるようでございますが、一般庶民でございますと、普通われわれは三々九度の杯をやつて、そして契りを固めて初めて社會的な合法性というか、そういうものが出てくるわけなんで、あなたが言うように結婚を立てられるならば、賢所の前で行われる結婚式の儀式、それは結婚それ自体と切り離せない。あなたが言う論據でいえば、そうすればその儀は国事とすべきではない、こういう結論になつてくるのです。そしてまた一般の人々はすべて結婚の儀式も自分でやる能力を持ち、またそれをやることも認められておるが、この儀式を国事とすることによって、皇太子自身はこの儀式そのものをできないという工合に制限を加えられてきているわけなのです。國事に移してしまえば、これは天皇の國事行為ですから皇太子はこの限りにおいては自前でやつてはならないのです。こういう工合に制限を加えられてくる。そのことはとにかくとしまして、この儀式というものの、賢所の前でやる結婚式の儀は、結婚と二つに切り離すことはできないものだと私は思うのです。そういう工合になつてくると、これは結婚式の儀は國事とすることはできない、こういう工合にはつきりしなければならぬと思うのですが、その点は法制局の意見とともに、宮内

○高辻政府委員 前段の問題は、実は当初御質疑になりましたそのことでござりますので、実は今まで御説明したことと御納得いただけないのは残念でございますが、簡単にもう一度申し上げますと、要するに当人同士の合意に基づく婚姻そのものと、それからその婚姻を意義あらしめるというか、盛大にやるというか、そういう意味の儀式と、いうものは、これは離しては、実は両方、婚姻があるから実は結婚の儀があることは、これは当然でございますけれども、その中身の中核体である婚姻そのものとそれからそれにまつわる諸儀式、たとえば朝見の儀にせよ、それから宮中の何と申しますのか、いろいろ各界の人々を呼んで御披露的なことをなさる、そういうこと、そのこと等はやはり別なことでございまして、それが自身を国事行為とすることは、そういうふうに思うのであります。それからもう一つ、御質疑の中の根本は、憲法かというふうなあれには制限があるのぢやないかというようなお尋ねもあつたかと存じますが、これにも触れてお答えを申し上げますが、なるほど憲法

の規定は国事行為といふものをお常に制限しておりますと、七条に列挙されしたこと、厳密にいえばそのほかにも六条の任命行為といふようなことがござりますが、七条の関係だけに限つてみますと、あそこにありますことはほつたものでありますから、その意味で相当限定的に解さなければならぬことは、これまた言うまでもないと思いますけれども、儀式を行うことなどというのは、一休いかなるものを国事行為としての儀式と考えるかと仰せになれば、それはやはり国家機関としての天皇がそれをするにふさわしいものとしうふうに考えられるわけであります。その例といいたしましては、立太子の礼とか、成年式の御儀とか、そういうものが前例としてはあるわけでございまして、今回の結婚の儀をそれらと別にして国事行為としないというのもいかがかというふうに考えられるわけであります。

は、お二人が最初に食事をなさるという儀であります。三箇夜餅の儀といふのは昔からありますて、お祝いのお餅をお部屋に持っていくのですが、ずっと平安朝時代からある。これも皇室の私事として行われます。それからその後に伊勢神宮に奉告参拝においてになります。これも私事。それから歎傍御陵、神武天皇の御陵に参拝されます。先帝、先后、大正天皇、貞明皇后のみさきに参拝されます。これも皇室の私事として行われます。国事として行わられるのは、これは憲法に、天皇は国民のため内閣の助言と承認によつて左の國事行為を行う、これを読んでみますと、儀式の関係はやはり国民のために天皇が行われるということです、この結婚の儀を考えると、結婚の誓いをなさいますする部分はお二人だけの誓いの部分であります、普通の場合はほんの身内の方だけがそれにあつて、国民とともにあられるというようなことで、こういう大事な場合にれないで済ませるという場合が多いのです。しかし、今の皇室は国民の中にあって、国民とともにあられるというういうものは国民のための儀式として見ても、そのことが望まれているだらうといふようなことも考へられて、この法制度次長の言われた点がありますので、その点は省略いたしたいと思います。その他の朝見の儀は、これは天

皇皇后陛下にお一人か初めて正式にお会いになつて、そうして両陛下の方からお言葉があります。お祝いとともに将来の戒めのようなお言葉がある。それから皇太子殿下の方からはお礼のお言葉と将来の覚悟などを述べられる。そこで誓いを固められるということがあります。それから宮中祝宴の儀は披露であります。これが御結婚になつたということを国内及び国外の方に披露される。これもやはり国民のために行われる。宮中の内輪だけでやられるということではないものと考えた方がよからう。宮中の内輪だけで行われる御内宴というのがあります。これは、四月十二日は日曜日でございますが、日曜日ですから国事を行わるには適当でないというので、その日があいておりますから、日曜日のお昼には御親戚関係だけの披露がありますが、これは皇室の私事として行われます。そういうふうに区別してわれわれは考えておる次第でございます。

ではないか、両性の合意だけで、堅持を経ないでやるということは、日本の社会的な事情からいうと、それは野合といふことだ。それで結婚を具体的に事実としてやれば野合といふことだ。社会的に非難がある。やはりそこには一つの簡単ではあると、仏式であろうと神式であろうと、儀式を経ることによって社会的に認めていくのである。だから結婚の儀まではやはり国事とすべきではないか。こういう工合に私たちは解釈する。あなたは特別に盛大ならしめるための儀式として朝見の儀とか、あるいは何の儀とかいうようなことをあげられたが、意図的に結婚の儀を例証的にあげられなかつた。そういう工合に考えられるのですが、その点はどうでしょうか。

ております。現に私どもがいろいろなものを処理する場合に、そのところは非常に神経質にものを考える立場をとっております。それにいたしましても、私が申し上げたことは実はぐらぐらしているというのではなくて、終始一貫同じ立場で御答弁申し上げておると思つておりますけれども、いざれにしても今仰せになりましたようなそのお気持の限界に歴として限ります。それ以上にわたつて御懸念のようないふうに思つておりますけれども、いざれにしても今仰せになりましたようなことが生じることは絶対にあるべきことではないというふうに思つております。いろいろ御質疑の中にはありますように、だんだんそういうことになつてくるととのつまりは、そんなことになります。いわゆる御危惧の中にはあります。しかし、その御危惧そのことは、十分に神聖な御危惧としてあると思いますので、その辺は十分な限界を画して考えていいかなければならぬ問題であることはもちろんであるうといふうに考えます。

○内海委員長 受田新吉君。
○受田委員 それではきょう今から最終の結論を出す法案について残余の質疑をちょっとばかりしておきます。
大蔵省の問題で、今度の改正案のうち、こまかいようでございまするが醸造の醸の字をひらがなから漢字に直された理由を一つお答え願いたい。
○石野政府委員 御指摘に相なりました醸造の醸を漢字にいたしましたが、これは実はもとのひらがなにいたしましたのが間違いでございまして、間違えて申しわけないとと思うのでございますが、漢字がございまして、漢字を使う方が正しいということで形式的に直した。実体的関係はありません。形式的に直しただけということですございます。
○受田委員 法案に間違いをどんどん作られることは、われわれ国会でも念を入れて審査しますが、間違いをしばらく通用させておくということは間違いないんで、大蔵省という頭のいい人がそろつた役所としてはそつがあつたものですね。当用漢字があるのにひらがなを今まで不用意に使われておつたといふことが間違いなんで、こういうことはあまり感心した問題ではないわけです。御注意を願いたいと思います。
それと同時に、大蔵省という言葉そのものに問題がある。大蔵という言葉その語源はどこから出てきておるのか、それからどういう意味で今ごろ陳腐な旧時代な大蔵という言葉がそのまま残つておるのか、ちょっとお答え願い

○石野政府委員 私もあまりそういう點詳しく述べございませんが、古くから國庫といふ意味において大藏卿といふるるというものは國庫が一番主たる仕事になるという点から、この大藏といふ言葉を使ったものと思うのでござりますが、そういう慣例に基いて使つてきておるものと考えます。それが実態と合つてゐるかどうかという問題、これは確か名前が使われておりますと、実態がある程度広がつて参りますとか、名前と直接合わなくとも、その名前によつて実態が理解されるということもござりますので、今なお大藏といふ名前が使われてゐる、こういふふうに私は考えます。

特権官僚の構成を誇るよりも、むしろ率直に大衆の中へ溶け込んで、財政省とか財務省、そういうところに、大衆の中に溶け込んだお役所という意味で新規まき直しされる。大蔵省設置法改正案の中に、大蔵の名を財政省とか財務省にされるとか、そういう踏み切りはできませんか。これはかりそめの問題ではないと思います。もう脱皮されるいい時期だと思うのですが、いかがでしょう。

と、日のさかない古い大蔵の陰に幽靈が出るという印象を与える。従つてむしろ財政省とか財務省とかにぱつとりかえたらいい。名は体を表わす。大蔵の陰に暗い影がある。財政、財務と、明るい影がさすような形に看板を塗り変えるようには脱皮すればいいと思う。おそらく与党の諸君の中にも、良心的に共鳴してくれる人があると思うのですが、何分にも研究をされるには大事なときだから、せっかく設置法が出ておるときですか、そういうことで一つどうですか、御検討されませんか。

○佐野政府委員 大藏官僚ということに大へんおしかりを受けているようであります。私はもちろん官僚ではございませんが、今官房長が申しましたように、名前だけでこれが解決するものではないと思います。大蔵大臣も私どももみんなこの問題につきましては十分戒心をいたしまして、将来戒めたいと思います。今こちらからお答えのありましたように、この名前の問題はずいぶん歴史的といいますか、経過といふものはなかなか抜け切れないものだと思います。衆議院におきましたは、どうか存じませんが、参議院でも郵政省となりました今日でも、遞信部会というのがあるというふうな状況で、これも遁の字が今度問題になつておりますが、これは今御指摘のように、大蔵省というニュアンスが非常に悪いといふお言葉でござります。ただいまこれと議論したことございませんが、将来にわたりまして——各省の名前もそうするいろいろ問題になると思いまして、これは十分私どもの方として、これも、これがどうも皆さんからよくないということになりますれば、これも一

つ研究の議題になると思いますが、十分検討いたしてみたいと思います。

これは真に保険の必要を認めて、私は保険に加入しますと言つて、こっから

問題があると思う。こういう問題についてはどうなのか。現在の民間保険の募集計画という問題。

もう一つは、相互保険と称して、相互の性格を持たなければならぬにかかわらず、保険業者は非常に豊かな暮しをして、大企業とちつとも違わない経営者側の立場に立っている、こういう実情もあるわけです。保険のはんとうの性質を考えるときに、加入者の便益をはかるという意味から、もっと保険会社に対する監督を厳重にして、その横暴をきわめる経営者のような形で、やつておられるそういう責任者たちに注意をされ、第一線で苦労されている外員を十分優遇するような形、同時に、保険加入という仕事は、協力して事務所へどんどん来るよううな形にしていくような努力を、大蔵省としてはいたされませんか。

○佐野政府委員 ただいまの保険勧誘の問題につきましては、仰せの通り、政府管掌でございましょうと民間会社でございましょうと、そういう弊害が非常に多いということは、私どもも実験いたしているところでございますので、十分注意いたしているところでありますけれども、何分競争の激甚と申しましようか、その成績を上げることみな一生懸命になりますため、勧説員もまたそれを監督している方も多い一生懸命になります結果、そういう弊害が

しばしば出ることは仰せの通りでござります。実は政府のものは私ども直接

常に申し述べるのでござりますが民間の会社につきまして、第一回に私どもが民間の保険会社と懇談いたしました際にも、大臣も出かけまして、第一回の就任早々の会合の際にもまつ先にこの問題が出来まして、お互に注意をしようということを大臣からも申しましたし、民間の保険会社の社長の人もこの点につきましては十分戒心をしよう、弊害のないようにしておこうとすることを誓い合つたのでござります。そう申しましても、今申し上げましたように、競争の激甚に伴いまして、それでもまだ弊害があるではないかといふことに注意を払つておるわけでありますからを受けると思ひますけれども、常にこの問題につきましては、そういうふうに注意を払つておるわけでもありますて、これは将来みな誠意を尽してやつていくことによつていたずらはないと思ひますので、将来ともこれにつきましては、私どもいたしましてやつていくことによつていたずらはないと思ひますので、将来ともこれに努力をいたすことをお誓いいたします。

令で規定すると、政令と
いうのはどういうようなことを考えて
おられるのです。

○石井(通)政府委員 政令におきまし
ては、幽舞、色丹、国後、択捉、その
ほか総理大臣が指定する北方の地域と
いうような案で今考えております。
○受田委員 そのほか総理大臣が指定
する地域というのは、どういうところ
が予想されますか。
○石井(通)政府委員 一応現在のことこ
ろ北千島の方でございますが、今もと
の住民の調べをいろいろやつております
が、この北千島について南千島と同
じように取り扱つた方がいいかどうか
ということを検討いたしまして、その
上でそういう範囲を必要であれば考え
てみたいというふうに今のところ考え
ております。
○安田委員 すでに今結論が出ていな
ければならぬと思うのです。今から検
討するということですが、それほど差
し迫つた問題はなかったわけなんですね
から、今まで研究が十分できていなけ
ればならないと思う。研究不十分など
ころがまだあるわけですか。
○石井(通)政府委員 不十分というこ
とではございませんが、従来の島民が
北海道を中心にして引き揚げ
てきておりますので、その点を実態調
査をやつております。その上で一つき
めたいというふうに考えております。
○受田委員 それから当分の間置くと
書いてありますが、当分というのはどう
いうことで当分というふうに書かれ
たのですか。

方の取扱い方につきましては、今後さらには検討していく必要があろうと思いまして、きしあたり南方同胞援護会で

○愛田委員 そこで「当分」という言葉がなければ、ここで南方同胞援護会という言葉は、南方でなく南北同胞援護会、そういうふうにされる。そうすれば、南北を含んだ同胞援護会という構成にされた方が筋が通るのいやないか。何だか南方だけにかかるて、北方はつけたりだという印象を与えることになるのですが、そういうことの御判断はどうなつておるのでございましょうか。

○石井(通)政府委員 私どもも南方同胞援護会の名称まで変えていくようなことも一応十分検討いたしまして、南方同胞援護会が御承知のように自民党、社会党兩党で議員提案でできた法律でございますので、理事会等にもいろいろ諮りまして、さしあたり当分の間名前を変えずにやつて、一つ将来考えようというような意見がございましたので、それを尊重いたしました。こういう原案に達しております。南方の方に関しましては御承知のように、アメリカとの関係におきまして潜在主義を持つておるというふうにはつきりいたしておりますので、南方同胞援護会というものができたのでございますから、北方につきましては、そういういろいろ南方の地域というものはまだはっきりいたしておりませんので、今後いろいろ研究と、そういうような意

見を聞きまして本格的な取扱いを検討したい、こういうように考えておりま
す。

○受田委員 これで終りますが、南方同胞援護会のそうした新しい地域を広げて、これらの地域におられた人々の問題の解決に努力しようという点においては、われわれ協力にやぶさかではありません。きょうは法案がたくさん上るので、われわれは非常に熱情を持ってまじめに質問してみるのでしたら、その点も含みいただき、自民党の委員諸君もまた野党が真剣にやつておるときには、与党は十分協力されるということをやういいただきたい。これまで質問を終ります。

○大月説明員 四千億ちょっとこえて
おると思います。

○石山委員 第三次の公定歩合を下げ
たのですが、それに影響する歩合は四
千億とすればどのくらいになります
か。

○大月説明員 一厘を年歩に換算いた
しますと〇・三六五%でござりますの
で、これを掛けますと、大体十億見当
かと思ひます。これは年間でありま

○石山委員 そうしますと一厘、日歩
だと四百万ですね。そうなりません
か。

○大月説明員 仰せの通りでございま
す。

○石山委員 私、こういうことを言い
たいのです。たとえば公定歩合を引き

下げるということは、市中銀行の率を引き下げるのだ。そういうことをやつておやりになるとと思うのですが、なかなか市中銀行が下げる。そうすると、公定歩合を一厘引き下げるといふことは四百万ずつだ。それは市中銀行政に利益を与えておるという勘定になつて、ねらいがはづれている。ねらはづれていればこれは四百万——そこにはなにならぬと思うのです。最近の金利の動きを見てみますと、大蔵省が意図していることとは、およそかけ離れた格好で動いていっているのではないか。そうしますと、私のように口の悪いのは、何う意図を持つてゐるのだ、といふうなことを言いたくなるわけです。しかもけじやありませんか。あまり率なんか下げてもらわなくともゆうゆうとやつていいける大公社だけに対してもう標準金利の一——これは富士銀行で第一号をやつたようですが、それともせつかく引き下がった公定歩合の額値が、膨大な基幹産業だけに適用されるような格好を大蔵当局が黙つて見ているなんど、さいましたように標準金利が一厘下りうと怒られるかもしませんが、私の意に沿わないやり方だと思う。これはいかがですか。

まして、一銭九厘とということになつておるわけでございます。標準金利の制度は、今般の金利引き下げに関連して初めて採用した制度でございます。標準金利の考え方と申しますと、公定歩合の上げ下げにスライドして標準金利を上げ下げする、その標準金利の上り下りに応じて一般の金利水準がまた上り下りする、こういうことをねらつておるわけでございます。従いまして今般標準金利を設定し、それが従来の基準に比べて一厘下つておるということは、一般の市中金利の水準が逐次下つていくことを意味するものでございまして、ただいま御質問のございましたように、單にきわめて優良な数個の会社に対する貸し出しの金利が下るという趣旨のものではないわけでございます。

でございまして、必ずしもごく少數の企業に対する貸出金利が下るという形のものではないわけあります。されどではその約二〇%以外のものがどうなるかということでおざいますが、へと體の金利水準を下げるという方針のままにして、直ちに今のような姿が出てしまつて、わけではございませんが、逐次新しく貸し出しについて適用があるものでござりますので、全体としての金利水準は今の標準金利にスライドして逐次下つていく、こういうことを考えておるわけでござります。

はないか、私はこう存じておりますが、大蔵省としてこの問題につきまして指図するとか、そういうようなことはいたしておりません。自主性にまかしておられます。

○石山委員 オーソドックス的な考え方から金融問題を考えれば、日銀にまかしておることが一番いいことになると思います。しかしながら、無能呼ばわりなんぞする必要はないと思いますが、私は今までの経緯を見まして、あまり成功していないといふうに判断してよろしいのではないかと思う。

日銀の話が出たのですが、ついでに私が大蔵当局に要望したい点は、たとえば市中銀行が金利を引き下げないと、いうことは、結局コストに合わないから引き下げるという言いわけがあるんだろうと思います。銀行自体は普通の産業に対してどんなことを言つておるかというと、企業整備をしろとか、首を切れとか、重役を入れるとか、勝手なことを言つて支配をする傾向がある。御自分は内部においてコスト切り下げの努力をしておるかということ、あまりしていよいよに見えるのです。

どうですか。たとえば某銀行々々と、いうような新聞なんかで話題に上つて、いる連中にさえも、大蔵当局はどうにもできないでいるじゃないませんか。株主総会を開くとまた重役陣が入つて、また再び同じことを繰り返していく傾向が市中にあるのです。それに対してどういうふうな監督権を発動され、法律的根拠でこれを押え得るよう

な工夫をなさつておるかどうか、説明していただきたいと思ひます。

○佐野政府委員 地方銀行の問題がお話をございましたが、地方銀行に対しましても、もちろん政府としてどうこううということを申し上げておるわけですがございませんが、これとかけ離れた

ことを思っても困ることはおわかりになると思います。従いまして、日銀に 対しましてと同様、地方銀行に対しましても具体的にどうこうという指図をしておりま す。また地方銀行の重役の問題等につきましても、今御心配、 得られるような方策と方向を私どもと しては考えなくちやいけないことと存じております。また御指摘のような弊害のないよう に、これは十分注意いたさなければな りませんし、注意をいたしております。

○石山委員 銀行のおえらい方々が御自分でコストの切り下げに努力しないで、今度コストに合わせるために預金金 利の引き下げを行う、こういうことを そろそろ言つて、大蔵当局はそれに賛成しておると言つておる、事実そうで すか。

○佐野政府委員 ただいまのところ預 金利子を下げるという方向はとつておらず、各 銀行は産業界に対し、企業に対して非 常な力をもつて臨んでいるわけなんで す。しかし公定歩合を日銀が引き下げ しても、市中銀行はなかなかこれに応じ ない。応じたと思ったら大会社にだけ、 というような工合です。そうして實際に 一錢九厘に該当するものはどのくら

いかと思つたら、新聞でも出でているのですが、実際に総貸し出しの一%にすぎな

いと言つてゐるのです。これは結局私が先ほど言つたようだに、公定歩合の引き下げに便乗して、市中銀行が不当な利益を得てゐるというような格好にならざるを得ないじやありませんか。標準

金利にまかせておいてはいかぬといふのです。それからもう一つは、自分たちのコスト切り下げを行わない。銀行家はちっとも反省しない。自分たちのコスト切り下げをやろうともくろんでいる。それで大蔵省は、そうではないといつて言のだけれども、暗に認めているようへっぴり腰をして臨んでおる。それは大蔵当局の銀行を監督する――正常な通貨、金融、經濟の安定、こういうようなところからにらみをきかせなければならぬ大蔵当局が、事銀行の問題になるとだめなんだ。黙認しておる。預金の金利の引き下げは行わないというのはほんとうでござりますか。それも近い将来です。か。
○石山委員 現在は仰せの通りの方針をとつております。なお、いろいろ御指摘のありました注意すべき事項につきましては、私どもいたしましても十分戒めてやることで御了承願いたいと思います。

○石山委員 ただいまの時間において
でしよう。あなたのおっしゃっている

ときだけの話でしよう。ただし、まと
か、現段階とか、政治用語でやつてお
られると思うのですが、そういう意味
ではなく、預金者はみんなわざかの金
でも大事にして、皆さんの宣伝に応じ
て、いつぞいつぞ貯まらぬぢやない、三月

預金などもやつておるわけでしょう。それを引き下げるかしないかは、やはりみんな眞劍に考えておることなんですね。たとえば今の段階といつても、一ヶ月の今の段階なのか。ことしじゅうは行わないといふくらいなら話はわかるけれども、ただいまはその方向ではありません、あしたになればあしたの風が吹く。要るのじや困ります。あなたの言うただいまは、どのくらいのただいまなんですか。

○佐野政府委員 私はあまり政治経歴も古くありませんので、政治的用語などというものをあまり存じません。ただいま申しましたのは、今大蔵省でそういう方向はとらないということを、大臣以下話しております。それに基いての答弁でございまして、そんなかけ引きのある答弁を私今申し上げておらないことを御了承願いたいと思います。

○石山委員 誠実な政務次官の答弁として了解いたしました。

それからもう一つ、先ほど私第一号がいみじくも基幹産業の鉄鋼三社に適用されたということを申し上げました。弱小企業が標準金利の場合ともすれば押しやられることは、今までの経緯から見てもわかるわけです。ですから大蔵当局としては、これはたまたま今話があるのでですが、中小向けのワク

みたいなものを設定しながら指導していただかないと、標準金利で大企業の

方へ流れていってしまう可能性があるのです。これはかなりきつく指導していただかないと、中小企業に回っていかないじやないか。回してやる方策がありましら一つお聞かせ願いた

○佐野政府委員 予算編成の當時から中小企業の育成につきましては、財政投融資の問題その他から考慮して十分留意をいたしております。これは特別悪く抜おうなどというようなことは私はども毛頭考えておりませんし、そういう方策をとつておらないのであります。いろいろ御心配の向きにつきましては、私どもとしても注意をいたしましては、私どもとしても注意をいたしませんし、そういふけれども、そういう方策は将来にわたりましてもとらないことを申し上げたいと存じます。

○石山委員 事務当局から方法論があつたならば……。

○大月説明員 中小金融の問題は非常に重要な問題でございますので、金融の立場から重要な関心を持ちましていろいろな対策を講じておるわけでございます。一つは、政府機関の資産の充実でございまして、今般中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫、商工中金等に対しまして、それぞれ政府資金を増額し投入いたしておるということです。もうろいろなことではございません。先ほど度の低い企業はとかく金が借りにくいくらい。もちろん中小企業は信用度が低いということではございません。先ほど弱小というお話をございましたが、弱大もございます。強小もある、こういうことでございまして、信用度の低い企業につきましては、とかく全体とし

て金が借りにくく、そういう中でも大きくて弱いというのはやはりそれぞれ寺本の眞面目な想いです。口小金

特別の原因があると思ひます。中小企業はとかく不利な場に立つ。そういう意味からは国の力において信用を補完する、借りられやすくなるということがございます。信用保証協会及びこれ

陥公庫、これがその制度でございまして、本年度もやはり十億の国家資金を入れまして、保証の金利を引き下げるとともに、保証の限度額をふやす、こういう対策を講じております。一般的の金融におきましても、御存じのように相互銀行、信用金庫あるいは労働金庫、信用組合、そういう中小金融機関がございまして、集まりました資金は中小企業の方へ向いてる、こういう制度でございます。最も問題になるとと思うのは市中銀行であると考えます。現在のところ中小企業へ向いておりまして金額は全体の三五、六%、約三分の一は向いておる。先ほどの五兆八千の三分の一でございますので、相当大きなものが中小企業に流れておる、こういうことでござります。そういう全体の立場において、政府金融機関、市中金融機関、市中金融機関を通じまして、金融機関全般として中小企業に十分金が回るよう努力いたしておる次第であります。

○石山委員 これは御答弁を求めるというのではなくて、研究していただきたいということですが、労働金庫でございます。労働金庫の預金が最近大幅ふえました。その使い道が今法律ではだいぶ限定されておりまして、ちょっととだぶついてることになつております。市中銀行に預託されている

部分が多くて、一般の労働者へそれがとかく還元できないうらみがある。もう少し窓口を広げて、だぶついているお金がただ市中銀行に預託される形でなく、預託される部分が労働者に活用されるようなことが、特に最近必要になつてきているのではないかと思いまして、その活用方法を大藏当局の方から御指導するように願いたいし、法案等もそのために必要なならば一つ御用意を願いたいと思います。

○西ヶ久保委員　瓜生次長に一言お聞きしたいのですが、御物の所有権は、いわゆる国有財産であるか、皇室の私有財産であるか、この点だけお伺いしたい。

○瓜生政府委員　世間で御物といわれておるものの中に、国有財産であるのもございます。たとえば正倉院の御物、あれは国有財産でございます。しかし陛下のお身まわりにあります私有物の御物、正確に御物といえばそのものが御物なのであります。正倉院のは国有財産でございます。ですから世の中で御物といっている中に、国有財産の御物とほんとうのお身まわり品の私有財産の部分と二つございます。

○西ヶ久保委員　実は重要な文化財とか国宝等について歴史家等がいろいろ研究する場合、御物であるがために非常に困難である場合があるので、その御物についてのそうしたはつきりした分類をぜひ一つしてもらいたい。いわゆる国有財産と私有財産をはつきり区別していただきたいということを希望しておきますが、これはまた歴史家の研究についての問題がありますので、後刻お伺いすることにいたします。

○内海委員長　お詫びいたします。たゞいま質疑を行なつております四案うち、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、南方同胞援護会法の一部を改正する法律案及び日本国憲法第八条の規定による議決案の三案についての質疑はこれにて終了いたしたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内海委員長　御異議なしと認めます。よって三案についての質疑はこれにて終了いたしました。

ただいまの三案につきましては、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案、南方同胞援護会法の一部を改正する法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長　起立総員。よって各案はいずれも原案の通り可決いたしました。

〔参考〕
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)に関する報告書

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三七号)に関する報告書

日本国憲法第八条の規定による議決案(内閣提出、憲議第一号)に関する報告書

日本国憲法第八条の規定による議決案(内閣提出、憲議第一号)に関する報告書

日本国憲法第八条の規定による議決案(内閣提出、憲議第一号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕